

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業 に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画、工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 新たなごみ処理施設の処理能力、焼却方式については、稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を考慮して今後決定しているが、その検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
- (3) 既存のごみ処理施設について、準備書作成までにその撤去又は廃棄に係る具体的な計画が策定され、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなつた場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事計画の検討に当たっては、周辺環境に配慮するため、低公害型の建設機械及び車両を積極的に採用すること。
また、供用時には、低公害型の車両を積極的に使用するとともに、アイドリングストップを励行すること。
- (2) 大気質の調査については、周辺に立地する大気汚染常時監視測定期局における測定結果を収集、整理及び解析するとともに、事業実施区域内及び事業実施区域の周辺における計5地点で四季各1週間の連続測定を行うとしているが、事業実施区域に隣接して工場や幹線道路が存在するなど、周辺に立地する大気汚染常時監視測定期局周辺とは状況が異なることから、事業実施区域内で実施する硫黄酸化物、

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を1年間連続して行うこと。

- (3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握するとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して、予測及び評価を行うこと。

3 水質

工事中及び供用時の排出水を大府江川に放流するとしているが、濁水対策及び汚水対策を徹底することはもとより、排出水の水質を適切に把握する計画とした上で、工事中及び供用時の排出水の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

4 動物、植物、生態系

- (1) 河川における調査地点（魚類、底生動物、貝類）については、事業実施区域周辺の状況をより詳細に把握するため、五ヶ村川を追加すること。
- (2) 底生動物の調査について、任意採集法により行うとしているが、河川の状況を踏まえ、必要に応じてコドラー法による調査も実施すること。
- (3) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に調査を実施すること。

5 景観

事業実施区域の周囲において新たなごみ処理施設を視認できる範囲を示した上で、調査地点及び予測地点を適切に設定すること。また、新たなごみ処理施設については、景観への影響を十分意識した色彩、デザインとすること。

6 温室効果ガス等

- (1) 温室効果ガス等については、供用時におけるばい煙の排出、機械等の稼働に係る排出量のみを予測及び評価するとしているが、工事の実施における資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、並びに供用時における廃棄物などの搬入及び搬出に係る排出量についても、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 廃棄物発電については、より高い発電効率となるよう検討すること。

7 その他

- (1) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮すること。
- (2) 準備書に使用する用紙等は環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 準備書については、電子縦覧を行うなど、広く周知に努めること。